

第百十四号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「三十九万円」を「四十万四千元」に、「三万円」を「一万六千元」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に対し支給すべき出産育児一時金について適用し、同日前の出産に対し支給すべき出産育児一時金については、なお従前の例による。

（提案理由）

産科医療補償制度の見直しに伴い、出産育児一時金の額及び産科医療補償制度の掛金の上限額を改定するため、本条例を改正するものである。

第百十五号議案

箕面市開発事業等緑化負担税条例制定の件

箕面市開発事業等緑化負担税条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市開発事業等緑化負担税条例

(課税の根拠)

第一条 市は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第五条第七項及び第七百三十一条第一項の規定に基づき、本市の貴重な財産である良好な自然環境及び住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって維持し、保全し、及び向上させるための施策に要する費用に充てるため、開発事業等緑化負担税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

二 建築等 建築基準法第二条第十三号に規定する建築、同条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。

三 開発行為等 建築物の建築等又は建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業として行うものを除く。）（以下これらを「開発行為」という。）を行うものとして、次

のイからへまでに掲げる処分等を受けた行為をいう。

イ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十条第一項に規定する開発許可

ロ 箕面市まちづくり推進条例（平成九年箕面市条例第二十二号）第二十条第一項（第一号を除く。）の規定による計画書に係る協議の成立

ハ 箕面市まちづくり推進条例第二十条の二第一項の規定による事前協議書に係る協議の成立

ニ 建築基準法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定

ホ 箕面市下水道条例（昭和四十四年箕面市条例第三号）第六条第一項本文の規定による排水設備等の新設等に係る計画の確認

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、箕面市まちづくり推進条例第十八条に規定する建設基準の確認のために行う規則で定める手続

四 事業者 開発行為等を事業として行う者をいう。

（納税義務者等）

第三条 開発事業等緑化負担税は、本市の区域内において行う開発行為等（一の開発行為においてその目的となる建築物の建築等の工事が完了するまでの間に、前条第三号イからへまでに掲げる処分等（以下単に「処分等」という。）が複数ある場合にあっては、最初に処分等を受けた開発行為等に限る。）に対し、その事業者に課する。

（課税免除）

第四条 次に掲げる開発行為等に対しては、開発事業等緑化負担税を課さない。

一 国又は地方公共団体が行う開発行為等

二 同一の事業者が、同一敷地内において同一の事業を継続するために
行う開発行為等

三 農業、林業又は漁業の用に供する倉庫（農地及び森林の維持保全に
資するものとして規則で定める倉庫に限る。）に係る開発行為等

（課税標準）

第五条 開発事業等緑化負担税の課税標準は、開発行為等の行われる土地
の面積に〇・九を乗じて得た値に、建築物の容積率の最高限度（当該土
地に係る建築基準法第五十二条第一項、第二項及び第七項の規定による
建築物の容積率の最高限度又は同法第六十八条の二第一項の規定に基
づく条例で地区計画の内容として定められている建築物の容積率の最高限
度をいう。）の数値を乗じて得た面積とする。

（税率）

第六条 開発事業等緑化負担税の税率は、課税標準となる面積一平方メー
トルにつき二百五十円とする。

（徴収の方法）

第七条 開発事業等緑化負担税は、申告納付の方法によつて徴収する。

（申告納付の手続）

第八条 開発事業等緑化負担税を申告納付すべき者は、開発行為等に係る
処分等の日から二月を経過する日までに、課税標準、税額その他規則で
定める事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した
税額を納付しなければならない。

（期限後申告等）

第九条 前条の申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後におい
ても、第十一条の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定によつ
て申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定によつて申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後にその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(不申告に関する過料)

第十条 第八条の規定によつて提出すべき申告書について正当な理由がなくて提出をしなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(更正及び決定等に関する通知)

第十一条 法第七百三十三条の十六第四項の規定による開発事業等緑化負担税の更正又は決定の通知、法第七百三十三条の十八第六項の規定による開発事業等緑化負担税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第七百三十三条の十九第四項の規定による開発事業等緑化負担税の重加算金額の決定の通知は、通知書により行うものとする。

(不足金額等の納付手続)

第十二条 納税義務者は、前条の通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納付書によつて納付しなければならぬ。

(減額)

第十三条 市長は、開発行為等に係る処分等を受けるための申請等の手続

(以下「処分等の申請手続」という。)を行った日の前日において、納税義務者が二年以上継続して本市の区域内に住所(法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地)を有する者であるときは、開発事業等緑化負担税の額の二分の一に相当する額を減額することができる。

2 開発事業等緑化負担税の減額を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、必要な事項を調査の上、減額の可否を決定し、納税義務者に通知するものとする。

(賦課徴収)

第十四条 開発事業等緑化負担税の賦課徴収については、この条例に定めがあるもののほか、法令及び箕面市税条例(昭和二十五年箕面市条例第六十六号)の定めるところによる。この場合において、同条例第五条第一項、第十条第二項及び第十一条中「市税」とあるのは「市税及び開発事業等緑化負担税」と、第六条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び箕面市開発事業等緑化負担税条例(平成二十六年箕面市第 号)」とする。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日以後の規則で定める日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における開発行為等に対して課すべき開発事業等緑化負担税について適用す

る。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる処分等の申請手続の区分に応じて、施行日の当該各号に定める日数前までに、処分等の申請手続が行われた開発行為等に対しては、開発事業等緑化負担税を課さない。

一 都市計画法第三十条第一項の規定による開発許可の申請書の提出
二十一日

二 箕面市まちづくり推進条例第二十条第一項(第一号を除く。)の規定による計画書の提出 九十日

三 箕面市まちづくり推進条例第二十条の二第一項の規定による事前協議書の提出 十四日

四 建築基準法第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を受けるための申請書の提出 十四日

五 箕面市下水道条例第六条第一項本文の規定による排水設備等の新設等に係る計画の確認を受けるための申請書の提出 十日

(検討)

4 市長は、この条例の施行後十年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて条例の廃止その他所要の措置を講ずるものとする。

(提案理由)

本市の貴重な財産である良好な自然環境及び住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって維持し、保全し、及び向上させることを目的として開発事業等緑化負担税を課するため、本条例を制定するものである。

